

別表第1 (第5条関係)

(平17規則51・平23規則77・平24規則61・平26規則1・平28規則84・一部改正)

1 条例第6条第1項第2号の基準

(1) 共通基準

- ア 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- エ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- オ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- カ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- キ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- ク 高速自動車国道の本線車道（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の特別規制地域の区域に表示する場合にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	特別規制地域及び普通規制地域において禁止物件に表示し、又は設置する場合
1 広告塔、広告板	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル			

<p>の他 これ らに 類す るも の</p>		<p>広告板にあ っては地上 5メートル 以下である こと。 (イ) 表示 面積の合計 は、30平方 メートル以 内であるこ と。ただ し、広告塔 の場合は、 1面30平方 メートル以 内とする。 (ウ) 照明 設備付きの ものにあっ ては、照明 設備に落下 防止措置を 講じるこ と。</p>	<p>以内とする。 (ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	
	<p>(2) ア 屋 建築 物に を設 利用置 するす ものる もの</p>	<p>ア 屋 上に 設置 する もの</p>	<p>(ア) 高さ は、地上か ら広告物を 設置する箇 所までの高 さの3分の 2以下で、</p>	<p>(ア) 高さ は、地上か ら広告物を 設置する箇 所までの高 さの3分の 2以下で、</p>

		<p>かつ、5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	<p>かつ、10メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	<p>しないものであること。</p>
イ 壁面から突き出すもの	<p>(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>(ア) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>		

	<p>ウ 壁面を利用するもの</p>	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(オ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
<p>(3) ア 塀</p> <p>工作物等を利用するもの</p>	<p>を利用するもの</p>	<p>(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのもの</p>

	<p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>のにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
イ		<p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。</p> <p>(イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。</p>
ウ	<p>電柱、街灯柱その他これらに類するもの</p> <p>(消火栓標識柱を除く。)を利用する</p>	<p>(ア) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個以内であること。</p> <p>d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>

	もの		
	エ 消 火栓 標識 柱を 利用 する もの	つり下げるもの (ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 個数は、1本につき1個であること。	
2 貼 り 紙、 貼り 札、 立看 板そ の他 これ らに 類す るも の	壁面及び塀を 利用するもの	(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。	(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。
3 そ の他	(1) アドバ ルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。	

<p>の広 告物 等</p>	<p>(2) 広告幕 及び広告網</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上 5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 壁面又は塀の1面の面積が300平方 メートル未満の場合においては、表 示面積は、その壁面又は塀の面積の 5分の1以内であること。ただし、 壁面又は塀の面積の5分の1が15平 方メートルに達しない場合にあつて は、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方 メートル以上の場合においては、表 示面積は、その壁面又は塀の面積の 10分の1以内であること。ただし、 壁面又は塀の面積の10分の1が60平 方メートルに達しない場合にあつて は、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁 面の端から突き出ないものであり、 かつ、窓その他の開口部を覆わない ものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の 上端及び両側端から突き出ないもの であること。</p> <p>e 照明設備付きのものにあつては、照 明設備に落下防止措置を講じるこ と。</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの の 幅は1メートル以下 で、下端は地上5メー トル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用 するもの</p> <p>a 1面の表示面積は、そ の壁面又は塀の面積の 5分の1以内であるこ と。ただし、壁面又は 塀の面積の5分の1が 15平方メートルに達し ない場合にあつては、 15平方メートル以内と する。</p> <p>b 壁面を利用する場合に おいては、壁面の端か ら突き出ないものであ り、かつ、窓その他の 開口部を覆わないもの であること。</p> <p>c 塀を利用する場合にお いては、塀の上端及び 両側端から突き出ない ものであること。</p> <p>d 照明設備付きのものに あつては、照明設備に 落下防止措置を講じる こと。</p>
	<p>(3) のぼり</p>	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内で</p>	

	<p>あること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------

2 条例第6条第1項第4号の基準

- (1) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。
- (2) 個数は、1施設又は1物件につき1個であること。

3 条例第6条第2項第1号の基準

(1) 共通基準

高速自動車国道の本線車道（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5平方メートル以内であること。

イ 普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メートル以内であること。

(イ) 第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20平方メートル以内であること。

4 条例第6条第2項第2号の基準

(1) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する場合

ア 1個当たりの表示面積は、2平方メートル以内であること。

イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標を表示する場合においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。

(2) 不動産業を営む者が管理する土地又は工作物に表示し、又は設置する場合 1個当たりの表示面積は、2平方メートル以内であること。

(3) (1) 及び(2) 以外の場所に表示し、又は設置する場合 所有者又は管理者の氏名、名称、又は商標及びその連絡先を表示するものに限り、一の物件につき0.03平方メートル以内であること。

5 条例第6条第2項第3号の基準

(1) 工事の期間中に限り表示するものであること。

(2) 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合（法令の規定に基づき表示する場合を除く。）においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の20分の1以内であること。

6 条例第6条第2項第6号の基準

(1) 電車に表示するもの

ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。

(2) 乗合自動車に表示するもの

ア イに掲げるもの以外のもの

(ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

(イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。

イ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその本拠の位置が都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の他の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の区域内に存するものに表示するもの

都道府県又は指定都市若しくは当該中核市における屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること。

7 条例第6条第2項第9号の基準

(1) 野立てのもの

- ア 高さは、地上5メートル以下であること。
- イ 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

(2) 壁面を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

(3) 塀を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

8 条例第6条第3項第1号の基準

(1) 共通基準

- ア 物件の両端等から突き出ないものであること。
- イ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- ウ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- オ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- カ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- キ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- ク 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

(2) 個別基準

- ア 第1種特別規制地域、第2種特別規制地域又は第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

(イ) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。

- イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合

表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

ウ 条例第4条第1項第12号に掲げる物件に表示し、又は設置する場合
表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

9 条例第6条第3項第2号の基準

- (1) 樹名、特徴その他これらに類する事項を説明するものであること。
- (2) 1個当たりの表示規格は、縦0.25メートル以下、横0.25メートル以下であること。
- (3) 広告物の意匠及び色彩が当該物件と調和するものであること。

10 条例第6条第6項の基準

- (1) 1個当たりの表示面積は、1平方メートル以内であること。
- (2) 表示期間が30日以内であること。
- (3) 広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。

11 条例第6条第7項の基準

広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。

12 条例第6条第8項の基準

(1) 共通基準

広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。

(2) 第6条の2第3号の基準

- ア 1個当たりの表示規格は、縦1.8メートル以下、横0.6メートル以下であること。
- イ 表示期間が30日以内であること。

別表第2（第11条関係）

（平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則61・平26規則1・平28規則84・
令4規則31・一部改正）

1 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類		第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。 (ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。	
	(2) ア 屋上に設置するもの イ 建築物を利用するもの	(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること（照明設備付きのものを除く。）。 (ウ) 照明設備付きのものにあつては、次の要件を満たすものであること。 a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出ないものであること。	

		<p>b 照明設備が、建築物の壁面から、道路その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。</p> <p>c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合は、落下防止措置を講じること。</p> <p>(エ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
イ 壁面から突き出すもの	<p>(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路の上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>(ア) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
ウ 壁面を利用するもの	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合において、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただ</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル</p>

		<p>し、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積はその壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(オ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
(3)	ア 塀を利用するもの 工作物等を利用するもの	(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内で	(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合に

		<p>あること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が、300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>あつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	イ アーケードに添加するもの	<p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。</p> <p>(イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。</p>	
	ウ 電柱、街灯柱その他これらに類	<p>(ア) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p>	

		<p>するもの (消火栓標識柱を除く。)を利用するもの</p>	<p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個以内であること。</p> <p>d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>
		<p>エ 消火栓標識柱を利用するもの</p>	<p>つり下げるもの</p> <p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 個数は、1本につき1個であること。</p>
2 貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合においては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合においては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わな</p>

		<p>積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>いものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
3 その他 の広告物 等	(1) アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。	
	(2) 広告幕及び広告網	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、 下端は地上5メートル以上 であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 壁面又は塀の1面の面積 が300平方メートル未満の 場合においては、表示面 積は、その壁面又は塀の 面積の5分の1以内であ ること。ただし、壁面又 は塀の面積の5分の1が</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下 で、下端は地上5メー トル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 1面の表示面積 は、その壁面又は塀 の面積の5分の1以 内であること。ただ し、壁面又は塀の面 積の5分の1が15平</p>

		<p>15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>e 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>c 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>d 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
(3) のぼり		<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	

(2) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

(ア) 共通基準

高速自動車国道の本線車道（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(イ) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	<p>(ア) 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	(2) 建築物を利用するもの ア 屋上に設置するもの	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。</p>	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</p>

		<p>(イ) 築物の壁面から突き出ないものであること（照明設備付きのものを除く。）。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、次の要件を満たすものであること。</p> <p>a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>b 照明設備が、建築物の壁面から、道路その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。</p> <p>c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合は、落下防止措置を講じること。</p> <p>(エ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること</p>	<p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること（照明設備付きのものを除く。）。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、次の要件を満たすものであること。</p> <p>a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>b 照明設備が、建築物の壁面から、道路その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。</p> <p>c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合は、落下防止措置を講じること。</p> <p>(エ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
	<p>イ 壁面から突き出すもの</p>	<p>(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p>	

		<p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	ウ 壁面を利用するもの	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(オ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
(3) 工 作物等を利用するもの	ア 塀を利用するもの	<p>(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備</p>

		に落下防止措置を講じること。
	イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	<p>(ア) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個以内であること。</p> <p>d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>
	ウ 消火栓標識柱を利用するもの	<p>つり下げるもの</p> <p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 個数は、1本につき1個であること。</p>
2 貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又</p>

		<p>は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
3 その他 の広告物 等	(1) アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。
	(2) 広告幕及び広告網	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>

	<p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>e 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>

(3) 条例第6条第5項の基準

ア 野立てのもの

(ア) 案内図板等

- a 原則として、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの経路を表示したものであること。
- b 案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示したものであること。
- c 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）に表示された地図、矢印、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の面積の3分の1以上であること。
- d 高さは、地上5メートル以下であること。
- e 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告をそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。
- f 同一案内対象へ誘導することを目的とする案内図板等（イ及びウの基準に適合するものを除く。）を設置する場合は、当該案内図板等相互間の距離を20メートル以上とすること。
- g 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
- h eの規定にかかわらず、4以上の者が協同で表示する場合にあつては、案内広

告の表示面積が8平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告をそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（4以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものに限る。）を表示することができる。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識

道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外のもの

- a 高さは、地上5メートル以下であること。
- b 表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該広告物と同一の寸法及び形状のものをそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該広告物が表示される面の裏側に表示することができる。
- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（当該広告物を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
- d bの規定にかかわらず、4以上の者が協同で表示する場合にあっては、表示面積が8平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものであり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該広告物と同一の寸法及び形状のものをそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該広告物が表示される面の裏側に表示（4以上の者が協同で表示するものあって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものに限る。）することができる。

イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの

(ア) 突き出すもの

- a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。
- b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩

道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。

c 個数は、1本につき1個であること。

(イ) 巻き付けるもの

1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。

ウ 消火栓標識柱を利用するもの

(ア) つり下げるもの

a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。

b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。

c 個数は、1本につき1個であること。

エ 建築物の壁面を利用するもの

(ア) 土地の状況等によりやむを得ないと認められるものであること。

(イ) 当該広告物の上端の高さは、地上5メートル以下であること。

(ウ) 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であること。

(エ) 壁面の端から突き出ないものであること。

(オ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。

(カ) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（広告物を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。

(キ) 案内図板等にあつては、次の基準に適合するもの。

a 原則として、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの経路を表示したものであること。

b 案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示したものであること。

c 案内広告に表示された地図、矢印、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の面積の3分の1以上であること。

d 同一の案内対象へ誘導することを目的とする案内図板等（イ及びウの基準に適合するものを除く。）を設置する場合は、当該案内図板等相互間の距離を20メートル以上とすること。

(4) 条例第6条第9項の基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) この表の2(2)(イ)の基準に適合していること。

(イ) 広告物の意匠及び色彩が周辺の景観と調和するものであること。

イ 禁止物件に表示し、又は設置する場合

(ア) 禁止物件の効用を妨げるようなものでないこと。

(イ) 広告物の意匠及び色彩が禁止物件及び周辺の景観と調和するものであること。

3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあつては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するうえで支障のないものであること。

